

告 示

埼玉県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、嵐山南部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	簾 藤 哲 夫	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千二百六十三番地三